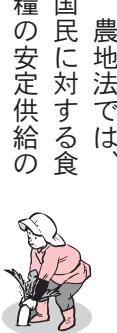


## 農地法の定めにより

# 農地の権利移動・転用等には 手続きが必要です



農地法では、  
国民に対する食  
糧の安定供給の  
確保に資するこ  
とを目的に、農地の権利移動  
の統制、農地転用の統制等の  
仕組みを定めています。

### 農地の権利移動をするとき

なお、農地の賃貸借につい  
ては、主に農業経営基盤強化  
事業計画の利用権設定申請で  
対応しています。

### ▼農地法第3条申請の許可基 準の主なもの

次のいずれかに該当する場  
合は許可されません。

- ・取得者が取得する農地のす  
べてを耕作すると認められ  
ない場合

- ・取得者の耕作面積が現在耕  
作している面積と取得する  
面積を含め5千m<sup>2</sup>に満たな  
い場合

- ・農地を効率的に利用すると  
認められない場合

- ・周辺の農地の利用に悪影響  
を与える可能性がある場合

- ◇申請の受付 每月25日（25  
日が土・日・祝日の場合は、  
その前日または前々日）ま

農地を耕作目的で売買や貸  
借する場合には、農地法第3  
条の規定により、その農地の  
所在する農業委員会の許可を  
受ける必要があります。

この許可を受けていない農  
地の売買は効力が生じないと  
されていますので、対価を支  
払ったとしても許可が受けら  
れないと所有権は取得できま  
せん。



原状回復等の命令がなされる  
場合や、罰則規定の適用を受  
ける場合もあります。

### ▼農地法第4条申請

農地を買い、または借り受  
けて、農地以外の目的に供す  
る場合の申請となります。

### ▼農地法第5条申請

農地を相続（遺産分割、包  
括遺贈を含む）、時効取得等で、  
日が土・日、祝日の場合は、  
その前日（平日）までに申請  
のあつたものを、その月の  
定例総会で協議します。

※新規就農希望者には、農業  
委員会に経営計画等の提出  
と面談を実施しています。

### 農地の相続をするとき

農地を相続（遺産分割、包  
括遺贈を含む）、時効取得等で、  
許可を要せずに取得した場合  
には、その農地が所在する農  
業委員会への届出が必要にな  
ります。なお、届出は農地の  
取得日から概ね10ヶ月以内に  
行ってください。

農地の改良とは、農地の効  
率的な利用を図るために、現  
に耕作している農地を盛り土、  
削土、施肥等により、形質を  
変更する一連の行為のことを指  
します。

農地の改良により他法令にも  
該当する場合があります。  
各申請について、申請に必  
要なもの等の詳細については、  
役場経済課内農業委員会事務  
局☎029-1885-1034  
0（内線211）へお問い合わせ  
ください。



### 農地の改良をするとき

農地の改良とは、農地の効  
率的な利用を図るために、現  
に耕作している農地を盛り土、  
削土、施肥等により、形質を  
変更する一連の行為のことを指  
します。

農地の改良を行う場合には、  
法違反となり、工事の中止や

事業を実施する1ヵ月前まで  
に、その農地の所在する農業  
委員会に協議書を提出しなけ  
ればなりません。農業委員会  
は、協議書を基に定例総会の  
日に協議し、農地等の改良に  
対する同意・不同意を申請者  
に通知します。

農地を相続（遺産分割、包  
括遺贈を含む）、時効取得等で、  
許可を要せずに取得した場合  
には、その農地が所在する農  
業委員会への届出が必要にな  
ります。なお、届出は農地の  
取得日から概ね10ヶ月以内に  
行ってください。

### 農地の相続をするとき

農地を相続（遺産分割、包  
括遺贈を含む）、時効取得等で、  
許可を要せずに取得した場合  
には、その農地が所在する農  
業委員会への届出が必要にな  
ります。なお、届出は農地の  
取得日から概ね10ヶ月以内に  
行ってください。